要は同盟罷業に出られるや否やは会社に於ては前途にも関係する次第にて重大なる
決意を致しますから念之為急ぎ御通知致します

「お知らせ」

昭和四年七月二十二日 株式會社細井鑛工場 取締役 早瀬 通
支配人 大川 [illegible]

殿

従業員諸君は十日以来賃銀の事に就て書面を出しましたが一応代表者を選んで種々御申
出がありましたが会社は極力体面も顧みず全部の條件（即ち三割増給）其の後先後の退職の手当等を配
慮し尚会社は改めて賃金を決定致しましたから御承知を願ひます
出来ることではないことを信じますが如何の様な整理案を發表致しましても深く決心の結果致した譯で
あります一面会社は今日の如何なる困難をも忍びまして工場の更生が早くなる様に各位の協
力を一先づ退職者を決定致しました諸君の御家族も一日も早く工場に帰って来られる様に
村田君によって陰ながら思って居ります
尚以上の事を諸君が快く受入れられるか否かによって重大な結果を招来する次第でありますか
ら此際篤と考慮して決心せられる様切に希望しております

争 4.7.29 647

労秘第一三六〇號
昭和四年七月廿六日
警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官殿
京都大阪神奈川兵庫愛知
静岡福岡各廳府縣長官殿

株式會社細井鑛工場勞働爭議ニ關スル件
（第三報……解決）

要旨＝七月二十四日徹宵労資ノ交渉ノ結果漸ク妥協成リ翌二十五日円満解決ス